

第 3 回 定 例 会

議案第 1 0 7 号

下関市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員定数条例の一部を改正する条例

下関市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

消防局長の事務部局の職員の定数を引き上げるため。

別紙

下関市職員定数条例の一部を改正する条例

下関市職員定数条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数の総計は <u>2,714人</u> とし、その内訳は次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 消防局長の事務部局の職員 <u>331人</u> 2・3 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数の総計は <u>2,739人</u> とし、その内訳は次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 消防局長の事務部局の職員 <u>356人</u> 2・3 略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 0 8 号

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

緊急消防援助隊出動手当の額を改定するため。

別紙

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
略	略	略	略	略	略
緊急消防援助隊出動手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した消防職員	出動した日1日につき <u>2,160円</u>	緊急消防援助隊出動手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した消防職員	出動した日1日につき <u>2,880円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 0 9 号

下関市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

電気通信事業法の一部改正等に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係） 証明・閲覧・複写関係 表 略 備考 この表及び別表第2において 「自動交付機」とは、市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、<u>個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）</u>を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。	別表第1（第2条関係） 証明・閲覧・複写関係 表 略 備考 この表及び別表第2において 「自動交付機」とは、市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、<u>個人番号カード（特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）及び特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）を含む。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）</u>を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 0 号

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

漢字圏の外国人住民の片仮名表記での印鑑の登録について定め、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年条例第181号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録印鑑の制限） 第5条 略 2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の<u>外国人住民</u>が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 3 略	（登録印鑑の制限） 第5条 略 2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の<u>外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。）</u>が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 3 略
（印鑑登録証明書の交付） 第14条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する機器で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）<u>又は自動受付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された機器で、自動的に証明書等の申請及び請求を受け付けるものをいう。）</u>に次の各号のいずれかに掲	（印鑑登録証明書の交付） 第14条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する機器で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができ

げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (1) <u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。） (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備で、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）	る。 (1) <u>個人番号カード</u>（<u>特定在留カード</u>（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。</u>）及び<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）を含む。</u>）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。） (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備で、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 1 号

県収入証紙購入基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

県収入証紙購入基金条例を廃止する条例

県収入証紙購入基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

山口県収入証紙条例の廃止に伴い、県収入証紙購入基金を廃止するため。

別紙

県収入証紙購入基金条例を廃止する条例

県収入証紙購入基金条例（平成17年条例第84号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、この条例による廃止前の県収入証紙購入基金条例の規定により設置された基金に属していた現金及び収入証紙は、施行日において、下関市一般会計に属するものとする。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 2 号

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

提案理由

下関市長府扇町第 1 運動場を廃止するため。

別紙

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市体育施設の設置等に関する条例（平成17年条例第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表第1（第2条関係） 施設の名称及び位置	別表第1（第2条関係） 施設の名称及び位置																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>下関市長府扇町第1運動場</u></td><td><u>下関市長府扇町4番</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	略	略	<u>下関市長府扇町第1運動場</u>	<u>下関市長府扇町4番</u>	略	略	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	略	略			略	略		
名称	位置																		
略	略																		
<u>下関市長府扇町第1運動場</u>	<u>下関市長府扇町4番</u>																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
略	略																		
別表第4（第4条関係）	別表第4（第4条関係）																		
<table><tr><th>名称</th><th>開館時間等</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>略</u> <u>下関市長府扇町第1運動場</u> <u>略</u></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	開館時間等	略	略	<u>略</u> <u>下関市長府扇町第1運動場</u> <u>略</u>	略	略	略	<table><tr><th>名称</th><th>開館時間等</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	開館時間等	略	略	略	略	略	略	略	略
名称	開館時間等																		
略	略																		
<u>略</u> <u>下関市長府扇町第1運動場</u> <u>略</u>	略																		
略	略																		
名称	開館時間等																		
略	略																		
略	略																		
略	略																		
略	略																		

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 3 号

下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市菊川総合交流ターミナルの休館日、施設の利用時間等を変更し、施設の使用について必要な事項を定め、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例（平成17年条例第226号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 <u>農林水産物の展示販売とこれら産物を活用した郷土料理の提供、観光、イベント情報、案内等情報の受発信を通じて都市と農村の交流を促進し、本市の特産品の振興及び雇用の場の確保を図り、もって地域産業の振興に資するため、下関市菊川総合交流ターミナル（以下「ターミナル」という。）を設置する。</u>	（設置） 第1条 <u>道路利用者に対し、良好な休憩の場及び道路情報を提供するとともに、地域の観光交流イベント情報の発信、地域の物産品の販売等を通じて交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化と産業の振興に資するため、下関市菊川総合交流ターミナル（以下「ターミナル」という。）を設置する。</u>
	<u>（施設）</u> 第2条の2 <u>ターミナルの施設は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 地域物産品等販売所</u> <u>(2) 飲食物提供施設（食堂・持ち帰り販売施設）</u> <u>(3) 観光案内事務所</u> <u>(4) 休憩コーナー</u> <u>(5) 地域交流スペース</u> <u>(6) 授乳室</u> <u>(7) 芝生広場</u> <u>(8) 駐車場</u> <u>(9) その他附帯施設</u>
<u>（使用時間及び休館日）</u> 第3条 <u>ターミナルの施設の使用時間及びターミナルの休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると</u>	<u>（休館日及び利用時間）</u> 第3条 <u>ターミナルの休館日は、毎月の第1火曜日及び第3火曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律</u>

<u>認めるときは、使用時間を変更し、又は休館日以外の日に休館し、若しくは休館日に開館することができる。</u> <u>2 管理上臨時に休館する場合は、その都度掲示する。</u>	<u>第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日以外の日）、1月1日並びに12月31日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、授乳室及び駐車場は、休館日においても利用することができる。</u> <u>3 ターミナルの施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u>
<u>（業務）</u> <u>第4条 ターミナルは、次に掲げる業務を行う。</u> <u>(1) 農林水産物等の展示販売並びにこれら産品を活用した特産品の開発、加工及び販売</u> <u>(2) 地域食材を活用した郷土料理の研究及び提供</u> <u>(3) 都市と農村の交流、情報の受発信及び各種イベントの企画構成</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める業務に関すること。</u>	<u>（業務）</u> <u>第4条 ターミナルにおいて行う業務は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 道路利用者への良好な休憩の場の提供及び道路利用者の利便性の向上に関する業務</u> <u>(2) 道路、観光、イベント等の情報の収集及び提供に関する業務</u> <u>(3) 地域の特産品等の展示、開発及び販売に関する業務</u> <u>(4) 地域情報及び観光情報の発信に関する業務</u> <u>(5) 各種イベントその他の交流事業の開催に関する業務</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定するターミナルの設置の目的を達成するために必要な業務</u>
<u>（使用の許可）</u> <u>第5条 ターミナルの施設を占用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許</u>	<u>（使用の許可）</u> <u>第5条 ターミナルの施設を占用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許</u>

可を受けなければならない。 2 市長は、<u>ターミナルの管理のため前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。</u>	可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 市長は、<u>必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。</u>
<u>（使用の制限）</u> 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用許可を取り消し、又はその効力の一部を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはターミナルからの退去を命ずることができる。</u> (1) <u>この条例、この条例に基づく規則又は指示に違反したとき。</u> (2) <u>使用許可の条件に違反したとき。</u> (3) <u>偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。</u> (4) <u>その他市長において公益上必要があると認めたとき。</u>	<u>（使用許可の制限）</u> 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると<u>認めるときは、使用許可をしてはならない。</u> (1) <u>第1条に規定するターミナルの設置の目的に反して使用のおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u> (3) <u>集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人又は組織の利益になるとき。</u> (4) <u>ターミナルの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u> (5) <u>前各号に掲げる場合のほか、ターミナルの管理上支障を来すおそれがあるとき。</u>
	<u>（使用許可の取消し等）</u> 第6条の2 市長は、<u>使用許可を受けた者（以下「占有者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は当該使用許可に条件を付し、若しくは当該使用許可に付した条件を変更すること（次項において</u>

	「使用許可の取消し等」という。)がで きる。 (1) この条例、この条例に基づく規則又 は使用許可に付した条件に違反したと き。 (2) 使用許可を受けた使用の目的以外の 目的に使用したとき。 (3) 虚偽その他不正の手段により使用許 可を受けたとき。 (4) 前条各号のいずれかに該当すると き。 2 市は、使用許可の取消し等によって占 用者に損害が生ずることがあっても、そ の賠償の責めを負わない。
(使用料) 第7条 使用許可を受けた者（以下「使用 者」という。）は、別表第2に定める使 用料を市長に納付しなければならない。	(使用料) 第7条 使用許可（1年又はこれに準ずる 期間にわたる物品の販売を目的とした使 用許可に限る。以下「常時使用許可」と いう。）を受けた者は、使用料として、 別表第2に掲げる物品の区分に応じ、当 該常時使用許可に係る各物品の売上金額 に同表に定める割合を乗じて得た額（当 該額に1円未満の端数が生じたときは、 これを切り上げる。）の合計額（以下 「売上割額」という。）を、市長が指定 する期限までに納付しなければならない。 2 常時使用許可以外の使用許可（以下 「一時使用許可」という。）を受けた者 は、使用料として、別表第3に定める額 を、市長が指定する期限までに納付しな ければならない。
(使用料の減免) 第8条 市長は、<u>公益上</u>特に必要があると	(使用料の減免) 第8条 市長は、特に必要があると認める

認めるときは、使用料を減免することができる。	ときは、使用料を減免することができる。
(使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>市長が特別の理由</u>があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	(使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>市長は、特に必要</u>があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(権利譲渡等の禁止) 第10条 <u>使用者は、ターミナルを使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。</u>	(権利譲渡等の禁止) 第10条 <u>占用者は、使用許可により得た権利又は義務を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。</u>
	<u>(原状回復の義務)</u> <u>第10条の2 占用者は、その使用を終えたとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに当該使用場所を原状に回復しなければならない。</u>
	<u>(利用の制限)</u> <u>第10条の3 市長は、ターミナルを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ターミナルの利用を拒み、若しくは利用を制限し、又はターミナルからの退去を命ずることができる。</u> <u>(1) 他人に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。</u> <u>(2) ターミナルの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u> <u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、ターミナルの管理上支障があるとき。</u>
(損害賠償) 第11条 <u>使用者は、ターミナルの施設、備品等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、その負担においてこれを修理し、若しくは補填し、又は金銭を</u>	(損害賠償) 第11条 <u>故意又は過失によりターミナルの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただ</u>

もってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。	し、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
(指定管理者による管理) 第12条 略 2 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) ターミナルの維持管理に関する業務 (2) ターミナルの使用許可に関する業務 (3) ターミナルの運営企画に関する業務 (4) 略 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条及び第6条中「市長」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。	(指定管理者による管理) 第12条 略 2 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 第4条に規定する業務 (2) ターミナルの施設の管理及び運営に関する業務 (3) ターミナルの施設の使用許可に関する業務 (4) 略 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条、第5条から第6条の2まで及び第10条の3の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、第3条第1項中「休館日以外」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て、休館日以外」と、同条第3項中「これ」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て、これ」と、第6条の2第2項及び前条本文中「市」とあるのは「市及び指定管理者」として、これらの規定を適用する。
(利用料金の収受) 第12条の2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にターミナルの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を	(利用料金の収受) 第12条の2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にターミナルの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」とい

当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2～4 略

う。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2～4 略

別表第1（第3条関係）

区分	使用時間		休館日
	4月から 10月まで	11月から 3月まで	
農産物 調理実 習室・ 試食室	(1) 日曜 日、土 曜日及 び祝日 午前 9時30 分から 午後8 時まで (2) 前号 に規定 する日 以外の 日 午 前9時 30分か ら午後 7時30 分まで	(1) 日曜 日、土 曜日及 び祝日 午前 9時30 分から 午後7 時まで (2) 前号 に規定 する日 以外の 日 午 前9時 30分か ら午後 6時ま で	1月1 日及び 12月31 日
農産物 展示販 売室	午前8時 30分から 午後7時 まで	午前8時 30分から 午後6時 まで	
調理実 習・実 演室	午前8時30分から午 後6時まで		
特産品	午前8時	午前8時	

別表第1（第3条関係）

ターミナルの施設の利用時間

区分	利用時間	
	3月から 11月まで	12月から 2月まで
地域物産品 等販売所 飲食物提供 施設 観光案内事 務所 休憩コーナ ー 地域交流ス ペース 芝生広場	午前8時30 分から午後 6時まで	午前8時30 分から午後 5時まで
授乳室 駐車場	午前0時から午後12時ま で	

販売施設	30分から 午後7時 まで	30分から 午後6時 まで
屋外広場	午前9時から午後5 時まで	
研修室	午前9時から午後10 時まで	

備考 この表において「祝日」とは、
国民の祝日に関する法律（昭和23年
法律第178号）に規定する休日とい
う。

別表第2（第7条関係）

区分	単位	使用料
農産物調 理実習室 ・試食室	月額	234,600円に売 上高の4.0%を 加算した額
農産物展 示販売室	月額	128,300円に売 上高の2.4%を 加算した額
調理実習 ・実演室	月額	51,300円に売上 高の3.4%を加 算した額
特産品販 売施設	日額	2,700円
屋外広場	日額（10 ㎡当た り）	5,230円
研修室	1時間当 たり	220円

備考

- 1 特産品販売施設（以下「施設」という。）については、6区画に区分して利用することができる。その場合の1区画当たりの使用料

別表第2（第7条関係）

常時使用許可における物品の売上金額に
乗じる割合

区分		陳列 設備 物品	通常 物品
農林水産 食品及び 花き	菊川町区域 内で生産さ れたもの	20%	15%
	菊川町区域 以外の区域 で生産又は 水揚げされ たもの	25%	20%
加工食品	菊川町区域 内で加工さ れたもの	25%	20%
	菊川町区域 以外の区域 で加工され たもの	30%	25%
ターミナル内で調理等 を行い提供される飲食		20%	15%

は、施設の使用料の範囲を 6 で除して得た額とする。

2 電気、水道、下水道及び共通経費は、実状に応じ実費を徴収する。

物			
その他の物品	菊川町区域内で製造等されたもの	30%	25%
	菊川町区域以外の区域で製造等されたもの	35%	30%

備考

1 この表において「陳列設備物品」とは、冷蔵設備、冷凍設備、水槽等に陳列して販売する物品をいう。

2 この表において「通常物品」とは、陳列設備物品以外の物品をいう。

3 この表において「菊川町区域」とは、下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に規定する下関市役所菊川総合支所の所管区域をいう。

4 電気、水道等を使用した場合は、実状に応じて実費を徴収する。

別表第 3（第 7 条関係）

一時使用許可に係る使用料

区分		使用料
屋内の使用	販売等又は営利を目的とした行為	売上割額と、使用許可を受けた面積 1 平方メートルにつき 1 週間当たり 870 円で算出して得た額とを比較していずれか高い額
	その他	使用許可を受けた面積

	<u>の行為</u>	<u>1平方メートルにつき</u> <u>1日当たり120円</u>
<u>屋外</u> <u>の使</u> <u>用</u>	<u>販売等</u> <u>又は営</u> <u>利を目</u> <u>的とし</u> <u>た行為</u>	<u>売上割額と、使用許可</u> <u>を受けた面積1平方メ</u> <u>ートルにつき1週間当</u> <u>たり70円で算出して得</u> <u>た額とを比較していず</u> <u>れか高い額</u>
	<u>その他</u> <u>の行為</u>	<u>使用許可を受けた面積</u> <u>1平方メートルにつき</u> <u>1日当たり10円</u>

備考

- 1 この表において「売上割額」と
は、別表第2に掲げる物品の区分
に応じ、一時使用許可に係る各物
品の売上金額に同表に定める割合
を乗じて得た額（当該額に1円未
満の端数が生じたときは、これを
切り上げる。）の合計額をいう。
- 2 使用許可を受けた面積が1平方
メートル未満であるとき、又は当
該面積に1平方メートル未満の端
数があるときは、当該1平方メー
トル未満の面積及び当該端数の面
積を1平方メートルとして計算す
る。
- 3 販売等又は営利を目的とした行
為を行う場合において、使用許可
を受けた期間が1週間に満たない
とき、又は当該期間に1週間に満
たない端数があるときは、当該1
週間に満たない期間及び当該端数
の期間を1週間として計算する。

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 4 号

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

提案理由

多目的ドームボートの使用料を定めるため。

別紙

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例（平成17年条例第229号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
1 略			1 略		
2 附属設備使用料			2 附属設備使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
略	略	略	略	略	略
ペダルボート（スワン）	略	略	ペダルボート（スワン）	略	略
			多目的ドームボート	1 時間につき	5,000円
				1 日につき	15,000円
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 5 号

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立新病院整備事業審査委員会及び下関市上下水道事業官民連携事業
審査委員会を設置し、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機 関の属 する執 行機関 等	附属機 関	担当事務	委員の 定数	附属機 関の属 する執 行機関 等	附属機 関	担当事務	委員の 定数
市長	略	略	略	市長	略	略	略
	下関市 予防接 種対策 委員会	略	略		下関市 予防接 種対策 委員会	略	略
					下関市 立新病 院整備 事業審 査委員 会	下関市立新 病院整備事 業における 事業者の選 定等につい て、必要な 事項を調査 審議するこ と。	8人以 内
	略	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
上下水 道事業 管理者	下関市 上下水 道事業 経営審 議会	水道事業及 び下水道事 業の経営に ついて、調 査審議する	略	上下水 道事業 管理者	下関市 上下水 道事業 経営審 議会	下関市水道 事業等の設 置等に関す る条例（平 成17年条例	略

		こと。			第 303 号) 第 1 条に規定する水道事業等 (以下「水道事業等」という。) の経営について、調査審議すること。	
	下関市 上下水道事業 官民連携事業 審査委員会	水道事業等に係る官民連携事業における民間事業者の選定等について、必要な事項を調査審議すること。	官民連携事業ごとに組織したそれぞれの委員会につき 5 人以上			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 6 号

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
(学級の編制の基準) 第4条 略 2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。 3 略	(学級の編制の基準) 第4条 略 2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。 3 略				
(職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table><tr><td>略</td></tr><tr><td>備考</td></tr></table>	略	備考	(職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭、主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table><tr><td>略</td></tr><tr><td>備考</td></tr></table>	略	備考
略					
備考					
略					
備考					

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（山口県が同法第18条の26の規定による内閣総理大臣の認定を受けた場合にあっては、同法第18条の18第3項に規定する保育士登録又は山口県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2～4 略

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（山口県が同法第18条の26の規定による内閣総理大臣の認定を受けた場合にあっては、同法第18条の18第3項に規定する保育士登録又は山口県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2～4 略

5 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当

	<u>する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
4 略 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) 略 (2) 主幹養護教諭、<u>養護教諭</u>又は養護助教諭 (3) 略	4 略 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) 略 (2) 主幹養護教諭、<u>主務養護教諭、養護教諭</u>又は養護助教諭 (3) 略
(学校教育法施行規則の準用) 第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、	(学校教育法施行規則の準用) 第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。	保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。																								
（下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第13条 基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第8号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>読み替える基準条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第5条第1項</td><td>入所している者</td><td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略	略	略	第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）	略	略	略	（下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第13条 基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第8号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>読み替える基準条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第5条第1項</td><td>入所している者</td><td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略	略	略	第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）	略	略	略
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
略	略	略																							
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）																							
略	略	略																							
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
略	略	略																							
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）																							
略	略	略																							
2 基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準	2 基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準																								

用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員に準用する場合においては「他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねさせる」と、設備に準用する場合においては「他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねさせる」と、「設備及び職員」とあるのは職員に準用する場合においては「職員」と、設備に準用する場合においては「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要があると認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員に準用する場合においては「職員」と、設備に準用する場合においては「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員に準用する場合においては「他の学校又は社会福祉施設」と、設備に準用する場合においては「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員に準用する場合においては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備に準用する場合においては「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合」とあるのは職員に準用する場合においては「他の社会福祉施設の職員と兼ねさせる場合で

用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員に準用する場合においては「他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねさせる」と、設備に準用する場合においては「他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねさせる」と、「設備及び職員」とあるのは職員に準用する場合においては「職員」と、設備に準用する場合においては「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要があると認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員に準用する場合においては「職員」と、設備に準用する場合においては「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員に準用する場合においては「他の学校又は社会福祉施設」と、設備に準用する場合においては「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員に準用する場合においては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備に準用する場合においては「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合」とあるのは職員に準用する場合においては「他の社会福祉施設の職員と兼ねさせる場合で

あって、その行う保育に支障がないとき」と、設備に準用する場合においては「他の社会福祉施設の設備と兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないとき」と読み替えるものとする。	あって、その行う保育に支障がないとき」と、設備に準用する場合においては「他の社会福祉施設の設備と兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないとき」と読み替えるものとする。
附 則 第7条 <u>前条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u>	附 則 第7条 <u>第5条第3項の表備考第5項及び前条の規定により同表備考第1項に定める者を特定理学療法士等又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等及び看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u>
	第8条 <u>第5条第3項の表備考第5項及び附則第6条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者（同表備考第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

（下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置) 2 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する	附 則 (経過措置) 2 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する

職員の数の <u>基準</u> は、この条例による改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	職員の数の <u>基準</u> （満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例による改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	<u>3 令和10年3月31日までの間、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例による改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 7 号

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例等の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条
例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定
める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の条文整備
を行うため。

別紙

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
等の一部を改正する条例

(下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員配置) 第4条 略 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下を原則とする。 3 略	(職員配置) 第4条 略 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下を原則とする。 3 略
(職員資格) 第5条 略 2～5 略	(職員資格) 第5条 略 2～5 略 <u>6 第1項、第2項及び前項の規定により置かなければならない保育士については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若し</u>

<u>6</u> 略	<u>くは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>7</u> 略
附 則 3 <u>前項の規定により、第5条第1項の規定により置かなければならない保育士について看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</u>	附 則 3 <u>第5条第6項及び前項の規定により、同条第1項の規定により置かなければならない保育士について特定理学療法士等又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等及び看護師等の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</u>
	<u>4 第5条第6項及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条</u>

	第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
--	--

(下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置) 2 当分の間、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置く子どもに対する教育及び保育に従事する者の数の基準は、この条例による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則 (経過措置) 2 <u>令和10年3月31日までの間、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置く子どもに対する教育及び保育に従事する者の数の基準(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)</u>は、この条例による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	<u>3 当分の間、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置く子どもに対する教育及び保育に従事する者の数の基準(満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)</u>は、この条例による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1

学級の子どもの数については、第 1 条の規定による改正後の下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 8 号

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の条
文整備を行うため。

別紙

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(母子支援員の資格) 第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 保育士（山口県の区域に係る法第18条の29に規定する<u>地域限定保育士</u>を含む。第31条第2項及び第35条において同じ。）の資格を有する者 (3)～(5) 略	(母子支援員の資格) 第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 保育士（山口県の区域に係る法第18条の29に規定する<u>地域限定保育士</u>（以下「<u>地域限定保育士</u>」という。）を含む。第31条第2項において同じ。）の資格を有する者 (3)～(5) 略
(職員) 第35条 保育所には、<u>保育士</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 略	(職員) 第35条 保育所には、<u>保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 略 3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくは</u>

	<u>これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
附 則 （保育士の員数の算定に関する経過措置） 2 第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に<u>限って</u>、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の<u>保育士</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	附 則 （保育士の員数の算定に関する経過措置） 2 第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に<u>限り</u>、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の<u>保育士（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）</u>による支援を受けることが

	できる体制を確保しなければならない。
	<u>4 第35条第3項及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

（下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （経過措置） 2 <u>当分の間</u>、保育所に置く保育士の数の<u>基準</u>は、この条例による改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則 （経過措置） 2 <u>令和10年3月31日までの間</u>、保育所に置く保育士の数の<u>基準（満3歳以上満4歳に満たない幼児に係る保育士の数に関する基準に限る。）</u>は、この条例による改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	<u>3 当分の間</u>、保育所に置く保育士の数の<u>基準（満4歳以上の幼児に係る保育士の数に関する基準に限る。）</u>は、この条例による改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例
第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改正前	改正後
(最低基準の目的) 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>又は同条第12項第2号</u>の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	(最低基準の目的) 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>若しくは同条第12項第2号</u>の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この

条、次条第2項、第3項及び第5項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

条、次条第2項、第3項及び第5項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略 (3) 当該<u>家庭的保育事業者等</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに<u>限る。</u>）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略	(1)・(2) 略 (3) 当該<u>家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに<u>限る。</u>）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略
（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの<u>利用定員</u>	（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの<u>利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）</u>

(7)～(11) 略	(7)～(11) 略
(小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型</u>とする。	(小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>とする。
(職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（<u>法第6条の3第10項第2号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は<u>准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（<u>法第6条の3第10項第2号又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は<u>准看護師（以下「看護師等」という。）</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等</u>

	<u>以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士を含み、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
（職員） 第32条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第32条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型</u>

	<u>に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
（利用定員） 第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	（利用定員） 第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。
（職員） 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保</u>

	<u>育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含み、附則第 8 項又は第 9 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
（職員） 第48条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第48条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前 2 項の規定により看護師等及び特定</u>

	<u>理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
（準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、<u>同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」</u>とする。	（準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする。
附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 <u>家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ど	附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 <u>家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設

も・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は<u>家庭的保育事業等</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は<u>家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
10 前2項の規定を適用するときは、保育士(<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>)を、<u>保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。	10 前2項の規定を適用するときは、保育士(<u>地域限定保育士を含み、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>)を、<u>前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、</u>置かなければならない。

(下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置) 2 <u>当分の間</u>、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の<u>基準</u>は、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則 (経過措置) 2 <u>令和10年3月31日までの間</u>、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の<u>基準(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。)</u>は、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	3 <u>当分の間</u>、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の<u>基準(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。)</u>は、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 0 号

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章 略 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条） 第4章・第5章 略 附則	目次 第1章・第2章 略 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条<u>・第53条</u>） 第4章・第5章 略 附則
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>をいう。 (7)～(11) 略	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）</u>をいう。 <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業</u> <u>児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。</u> (7)～(11) 略 <u>(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u>

(12)～(27) 略	<u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u> (12)～(27) 略
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学

区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 略	校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法又は前項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 略
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第8条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第8条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(教育・保育給付認定の申請に係る援助) 第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行	(教育・保育給付認定の申請に係る援助) 第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給</u>

われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 略	<u>付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 略
(<u>教育・保育</u>の提供の記録) 第13条 略	(<u>特定教育・保育</u>の提供の記録) 第13条 略
(利用者負担額等の受領) 第14条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特	(利用者負担額等の受領) 第14条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略	イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略
(運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」と	(運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」と

いう。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、<u>終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u>（第7条第2項<u>及び第3項</u>に規定する<u>選考方法</u>を含む。） (8)～(11) 略	いう。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始<u>及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</u>（第7条第2項に規定する<u>選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) 略
(<u>定員</u>の遵守) 第23条 略	(<u>利用定員</u>の遵守) 第23条 略
(虐待等の禁止) 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>学校教育法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>同法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(特別利用保育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定に	(特別利用保育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定に

より特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3

より特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子

号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、<u>本章</u>（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第	（特別利用教育の基準） 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数</u>が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、

7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
（利用定員） 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限	（利用定員） 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限

る。以下この章において同じ。)の数
は、家庭的保育事業にあつては1人以上
5人以下、小規模保育事業A型(下関市
家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例(平成26年条例第44
号) 第29条に規定する小規模保育事業A
型をいう。第43条第3項において同
じ。)及び小規模保育事業B型(同条例
第32条に規定する小規模保育事業B型を
いう。第43条第3項において同じ。)に
あつては6人以上19人以下、小規模保育
事業C型(同条例第34条に規定する小規
模保育事業C型をいう。附則第4条にお
いて同じ。)にあつては6人以上10人以
下、居宅訪問型保育事業にあつては1人
とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型
保育の種類及び当該特定地域型保育の種
類に係る特定地域型保育事業を行う事業
所(以下「特定地域型保育事業所」とい
う。)ごとに、法第19条第3号に掲げる
小学校就学前子どもに係る利用定員(事
業所内保育事業を行う事業所にあつて
は、下関市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例第43条の
規定を踏まえ、その雇用する労働者の監
護する小学校就学前子どもを保育するた
め当該事業所内保育事業を自ら施設を設
置して行う事業主に係る当該小学校就学
前子ども(当該事業所内保育事業が、事
業主団体に係るものにあつては事業主団
体の構成員である事業主の雇用する労働
者の監護する小学校就学前子どもとし、
共済組合等(児童福祉法第6条の3第12

る。以下この章において同じ。)の数
は、家庭的保育事業にあつては1人以上
5人以下、小規模保育事業A型(下関市
家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例(平成26年条例第44
号) 第28条に規定する小規模保育事業A
型をいう。第43条第3項において同
じ。)及び小規模保育事業B型(同条例
第28条に規定する小規模保育事業B型を
いう。第43条第3項において同じ。)に
あつては6人以上19人以下、小規模保育
事業C型(同条例第28条に規定する小規
模保育事業C型をいう。附則第4条にお
いて同じ。)にあつては6人以上10人以
下、居宅訪問型保育事業にあつては1人
とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定
小規模保育事業者(満3歳以上限定小
規模保育事業を行う者をいう。以下同
じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる
地域型保育事業の区分に応じ、当該地域
型保育事業を行う事業所ごとに、当該各
号に定める利用定員を、満1歳に満たな
い小学校就学前子どもと満1歳以上の小
学校就学前子どもとに区分して定めるも
のとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規
模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前
子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項
に規定する労働者等監護満3歳未満小
学校就学前子どもに係る利用定員及び
その他の法第19条第3号に掲げる小学

<u>項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	<u>校就学前子どもに係る利用定員</u> 3 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u>
(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条 略 2 <u>特定地域型保育事業者</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章</u>において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ	(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条 略 2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章(第44条第1項を除く。)</u>において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

う、選考するものとする。 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の<u>選考方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する<u>選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第41条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満</u>	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第41条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子</u>

<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	<u>ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握） 第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携） 第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次	（特定教育・保育施設等との連携） 第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において

項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限

8～11 略	<u>定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 9～12 略
(利用者負担額等の受領) 第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 略	(利用者負担額等の受領) 第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 略
(運営規程) 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第40条第2項に規定する選考方法を含む。</u>） (8)～(11) 略	(運営規程) 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第40条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。</u>） (8)～(11) 略
(勤務体制の確保等) 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	(勤務体制の確保等) 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略
(<u>定員</u>の遵守) 第49条 略	(<u>利用定員</u>の遵守) 第49条 略
(記録の整備) 第50条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略	(記録の整備) 第50条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略
(準用) 第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）</u>について」と、<u>第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と</u>、<u>第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と</u>、同条第1項中「施	(準用) 第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）</u>について」と、<u>第15条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付</u>

設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。	費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準） 第52条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	（特別利用地域型保育の基準） 第52条 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）</u>の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第53条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。第53条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども

けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	が優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
	<u>第52条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業</u>

所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章（第38条第2項、第40条第2項及び第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域

	<u>型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u>
(特定利用地域型保育の基準) 第53条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により<u>特別利用地域型保育</u>を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学</u>	(特定利用地域型保育の基準) 第53条 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により<u>特定利用地域型保育</u>を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u>

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 1 号

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第7条関係） 表 略 備考 1・2 略 3 前項の市町村民税の課税の有無の確認及び同項の所得割課税額の合計額の算定については、次に定めるところによる。 (1) 所得割課税額の計算においては、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項、第5条の4の2第6項</u>、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免の適用があった場合には、その額を所得割課税額から控除して得た額を所得割課税額とする。 (2) 略 4～6 略	別表（第7条関係） 表 略 備考 1・2 略 3 前項の市町村民税の課税の有無の確認及び同項の所得割課税額の合計額の算定については、次に定めるところによる。 (1) 所得割課税額の計算においては、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第5項</u>、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免の適用があった場合には、その額を所得割課税額から控除して得た額を所得割課税額とする。 (2) 略 4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 2 号

下関市立新病院整備基金条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立新病院整備基金条例

下関市立新病院整備基金条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立新病院整備基金を設置するため。

別紙

下関市立新病院整備基金条例

(設置)

第1条 モーターボート競走事業の収益金及び寄付金等を活用し、新たに整備する市立病院（以下「新病院」という。）の施設、機械器具等の整備に係る事業を円滑に実施するため、下関市立新病院整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、モーターボート競走事業の収益金及び寄付金等を原資として一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第6条各号に規定する経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 新病院の施設及び機械器具の整備並びに建設用地の取得に要する経費
- (2) 前号に規定する経費に係る借入金の償還又は利息の支払に要する経費
- (3) その他第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 3 号

下関市生活バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市生活バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市生活バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

提案理由

生活バスの運行系統を改めるため。

別紙

下関市生活バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市生活バス事業の設置等に関する条例（平成17年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
1 略			1 略		
2 予約バス			2 予約バス		
運行系統	運行区間		運行系統	運行区間	
	起点	終点		起点	終点
略	略	略	略	略	略
<u>本路子線</u>	豊田総合支所	豊田総合支所	<u>豊田線</u>	豊田総合支所	豊田総合支所
<u>一の俣線</u>	豊田総合支所	豊田総合支所			
<u>今出線</u>	豊田総合支所	豊田総合支所			
<u>一の瀬線</u>	豊田総合支所	豊田総合支所			
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 4 号

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

提案理由

船舶給水施設の使用料を改定するため。

別紙

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市港湾施設の設置等に関する条例（平成17年条例第296号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
施設	区分	使用料	施設	区分	使用料
略	略	略	略	略	略
船舶 給水	岸壁給水 給水 1 m ³ につき	<u>260円4銭</u>	船舶 給水	岸壁給水 給水 1 m ³ につき	<u>300円</u>
略	略		略	略	
備考 略			備考 略		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 5 号

下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

消防団員の定員を削減するため。

別紙

下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第317号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>1,977人</u> とする。	(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>1,800人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 6 号

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
葬祭補償の額を改定するため。

別紙

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第318号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(葬祭補償) 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の下関市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 新条例第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた下関市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の下関市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第11条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。